

平成四年(初)第二〇七五号 公式陳謝等請求事件

原告

ほか四九名

被告 国

第二準備書面

平成五年一〇月一二日

被告國指定代理人

法 務 省

竹	山	塚	江	小	野
中	口	本	口	巻	本
博	芳	伊	幹		昌
司	子	平	太	泰	城

被告は、原告らの平成五年八月二三日付け「訴変更申立書」により追加された請求の趣旨に対して、次のとおり答弁する。

一 請求の趣旨の追加に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言が付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

二 請求の原因の追加に対する認否

事実関係を調査中につき、認否が必要な事項については追って認否する。